

直轄工事における 適正な工期設定の取組について

直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

○ 適正な工期を設定するため**準備・後片付け期間の見直し**、**余裕期間制度の活用**、**工期設定支援システムの導入**等を実施するとともに**工事工程を受発注者で共有**し、**適正な工期の設定に向けて受発注者協働の取り組みを推進**。

準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間		20日
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日		20日
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		

余裕期間制度の活用

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



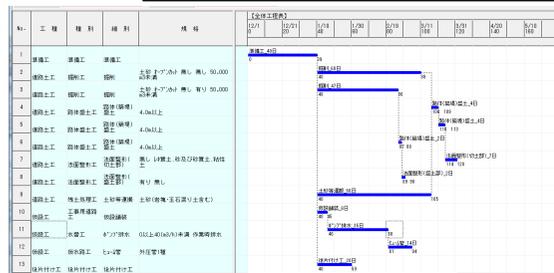
工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム (イメージ)



工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

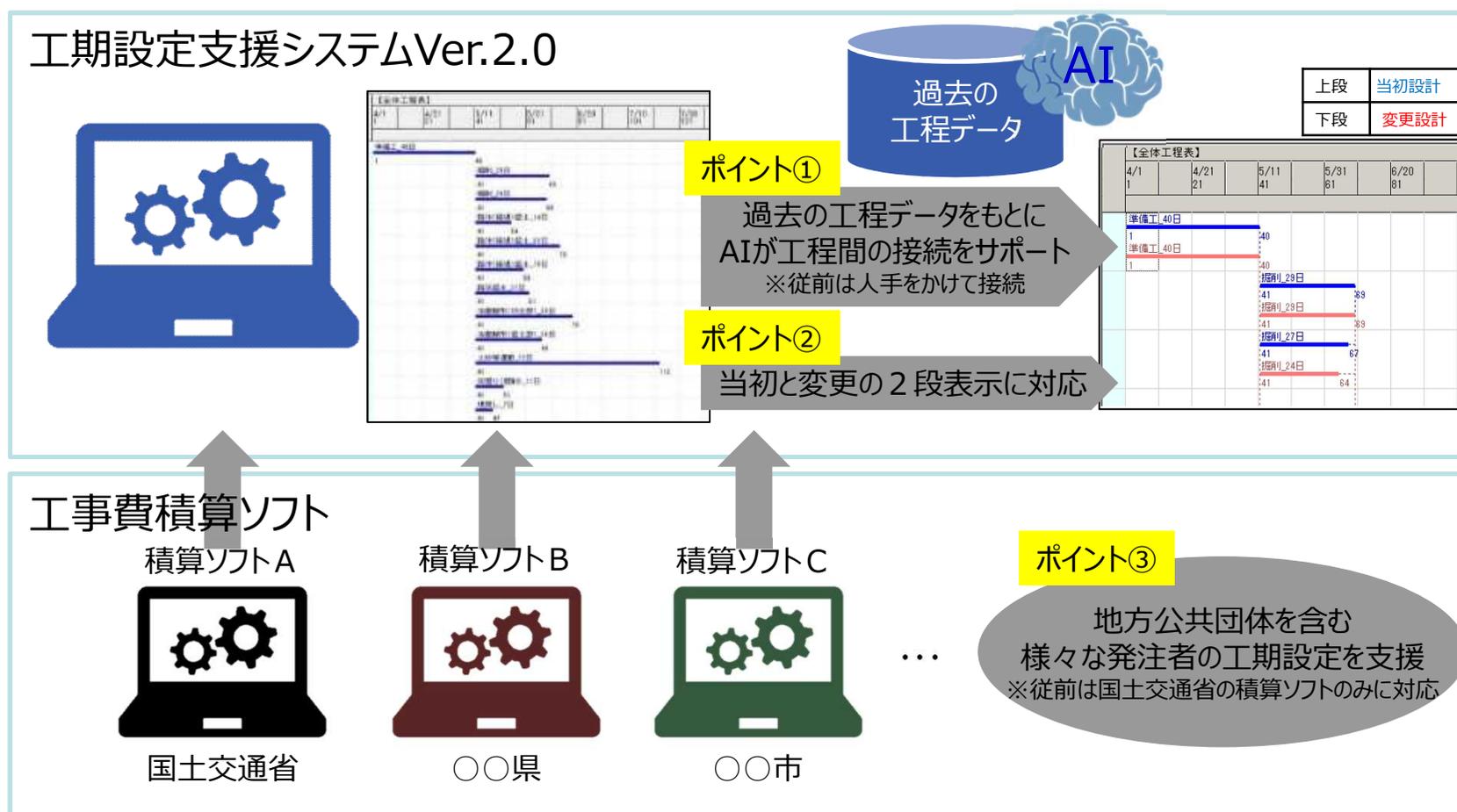
<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I	■					
	00I		■				
	00I			■			
	00I				■		
発注者	支障物件移設		■				
	00協議				■		

工期設定支援システムの改良

- 国土交通省では、適正な工期設定のため、平成29年度より「工期設定支援システム」をリリース。
- 令和元年夏より、①工程アシストAI機能の導入、②変更設計対応を施した「工期設定支援システム Ver2.0」をリリースし広く一般に公開。
- あわせて、③様々な工事費積算ソフトとの連携を可能とするため、システム仕様を公開。
 ※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html) よりダウンロード可能（無料）



- ・週休2日制適用工事において、「工事工程表の開示」をセットで実施。
- ・入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で示す「工事工程表の開示」をセットで行うことで、週休2日を目指す。

工事工程表の例

工事名： ○○道路□□地区改良工事

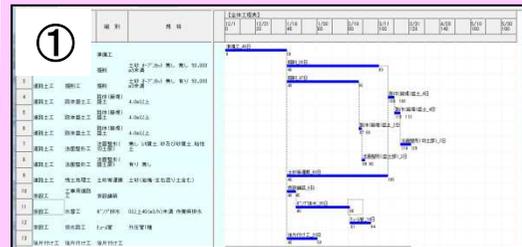
工種	単位	数量	平成30年度					平成31年度					備考 (パーティ(pt)数等)			
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月	
準備	式	1	■												・30日間	準備と後片付けについては、工程上見込んでいる期間を明示する
道路土工	m3	10,000		■	■	■	■	■							・路床盛土工(2pt) ・路体盛土工(2pt)	
排水構造物工	m	500	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		全体工期を設定する上で、影響しない工種については、工程表に記載しなくても良いものとする
舗装工	m2	5,000							■	■	■				・路盤工(1pt) ・舗装工(1pt)	
付属施設工	式	1									■	■			(1pt)	準備と後片付けについては、工程上見込んでいる期間を明示する
区間線工	式	1										■	■		(2pt)	
後片付け	式	1											■	■	・20日間	
制約条件	関連工事(前工事)	—	■												・○○○改良工事	特記仕様書に記載のある、工程計画に影響のある制約条件については、全て記載する
	関係機関協議	—	■												・○○県	
	住民合意	—														
	用地確保	—														
	法定手続き	—														
	支障物件の移設	—		■	■	■									・下水道 ・○○電力	
	年末年始、お盆	—													・12月下旬~1月上旬 ・8月中旬	
	出水期間	—														
	路上工事抑制	—													・3月	

※地域の実情や自然条件などを踏まえ適宜設定

情報共有内容

第1回打ち合わせ時

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事工程に関連する案件(用地関係、関係機関協議等)の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係(未買収や未引渡し)箇所等を既存の工事平面図等(1/2,500や1/1,000程度)に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ(2013)向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要説明



③ 工事の内滑化に向けた取組み

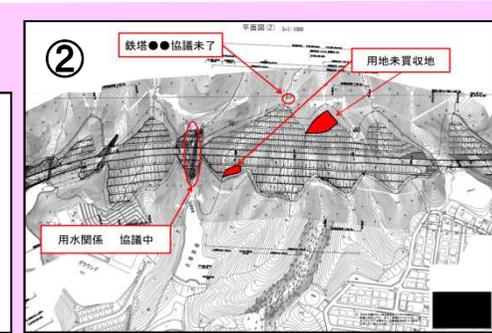
建設生産システムの中核に於ける取組みの報告
～受発注者パートナーシップ向上～

近畿地方整備局では、平成23年度に実施した「工事・業務」について受注者に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえて、『受発注者パートナーシップ向上2013』をとりまとめました。この「受発注者パートナーシップ向上2013」では、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」の策定を推進し、関係機関との協議未了箇所及び用地関係(未買収や未引渡し)箇所等を既存の工事平面図等(1/2,500や1/1,000程度)に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。

④ 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)

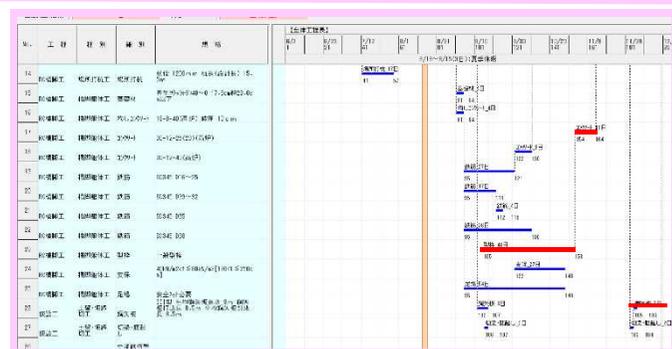
設計変更手続きの明確化

平成28年6月
国土交通省 近畿地方整備局



第2回打ち合わせ以降

上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。



クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

対象工事

原則、全ての工事(維持作業除く)



○施工当初段階において、受発注者間で工事工程クリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有化することをルール化。

○維持工事等を除き、**原則として全ての土木工事で適用。**

<工事工程共有の流れ>

①発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が工事工程表(クリティカルパス含む)を作成し、監督職員と共有。

②工事工程に影響する事項は、その内容と対応者を明確化。

③施工中に工事工定表のクリティカルパスに変更が生じた場合は受発注者間で共有し、受注者の責によらない工程の遅れが生じた場合は、適切に工期変更を実施。

【例】受発注者間で共有する工事工程表

対応者	工種	○月						
受注者	〇〇工	■						
	〇〇工		■					
	〇〇工			■				
	〇〇工				■			
発注者	〇〇協議	■						
	支障物件移設	■						

↑
○解決課題の対応者及び対応時期を明確化
追加特記仕様書に協議完了時期や支障物件移設完了時期等工程に影響のある事項は記載すること

工事工程の共有を追加特記仕様書に明示

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

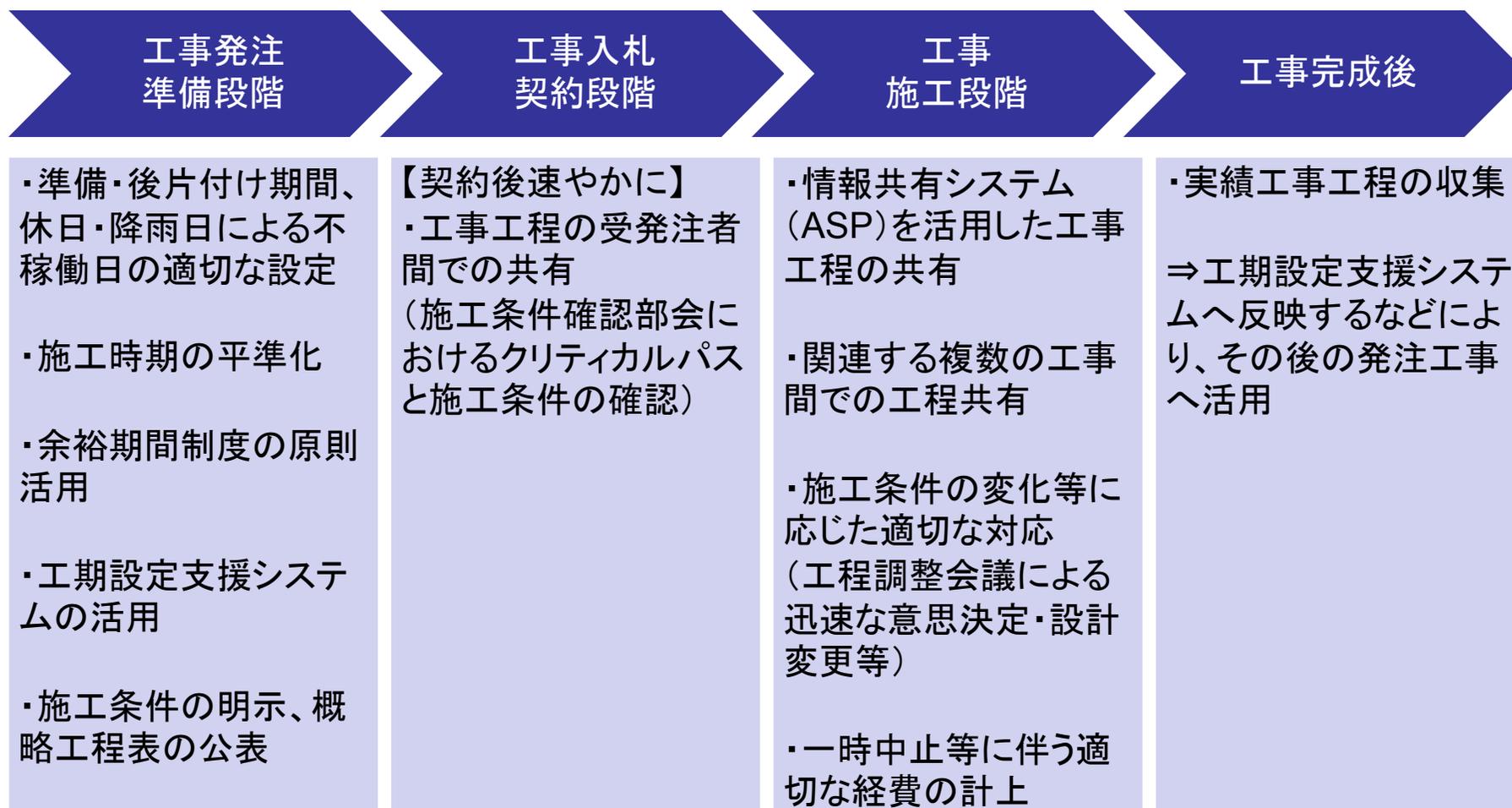
施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。

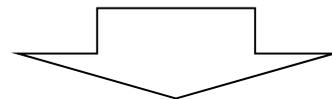
直轄工事における適正な工期設定指針(仮称)

○これまで、一部の地方整備局で行われている先駆的な取組を含めて、適正な工期設定に資する取組を一連の手續として「直轄工事における適正な工期設定指針(仮称)」として年度内にとりまとめる。



＜直轄工事における適正な工期設定の取組＞

- これまでも、直轄工事において適正な工期設定の取組を進めてきた。一部の地方整備局においては、先駆的な取組も進展。
- 品確法が改正され、発注者の責務として適正な工期設定が明確に位置づけられたことも踏まえ、「直轄工事における適正な工期設定指針(仮称)」を年度内にとりまとめ。



＜ご意見を伺いたい事項＞

- 工期設定指針(仮称)に盛り込むべき事項や、とりまとめにあたり留意すべき事項はないか
- 中長期的な視点で取り組むべき事項はないか